

令和 5 年 5 月 1 1 日

保護者 様

春日部市教育委員会教育長

リーフレット「児童生徒を性暴力等から守るために」について

日頃より、保護者の皆様におかれましては、学校の教育活動に御理解・御協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、令和 4 年 4 月 1 日に「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」が施行されました。この法律では、児童生徒等の尊厳を守るため、「児童生徒性暴力等」の定義のほか、児童生徒性暴力等の防止に関する措置、早期発見・対処に関する措置等が定められています。

これを受け、埼玉県教育委員会・春日部市教育委員会は、法律の概要や相談窓口についてのリーフレット「児童生徒を性暴力等から守るために」を作成いたしました。

つきましては、下記の QR コードを読み取り、内容を御確認いただき、御心配な点等がございましたら、リーフレットに記載の各相談窓口まで御連絡をお願いします。



左記の QR コードを読み取ると、リーフレット「児童生徒を性暴力等から守るために」にアクセスできます。

QR コードが読み取れない場合、下記の URL でアクセスできます

https://drive.google.com/file/d/1xXjzVAkN9h2UXu3ssDzKdtlCivITPeOL/view?usp=share_link